

「兵庫あおの病院院外処方箋取り扱い手順」

1) 院外処方箋発行時間

原則として診療時間内（平日 8：30～17：15）とする。

2) 院外処方の対象

① 基本的事項

原則として、全診療科の全患者を対象とする。

② 院外処方と院内処方の併用

原則として、同一患者に対して同一診療日に一部の薬剤を院内で投薬し、他の薬剤を院外処方箋とすることは認めない。

③ 複数診療科受診（同一日）の場合の運用

同一患者が同一診療日に当院で複数診療科を受診した場合も院外処方と院内処方の併用は認めない。院内処方となった診療科がある場合は、他の診療科についても院内処方として発行する。

④ 院外処方の対象外となる患者

- ・ 入院中外来
- ・ 身体障害等の理由で医師が院内処方での対応が望ましいと判断した場合
- ・ 公費申請中の患者（公費番号取得者は院外処方可）
- ・ 上記 1) の院外処方箋発行時間に該当しない患者

⑤ 院外処方の対象外となる薬剤

- ・ 薬価基準未収載医薬品
- ・ 治験薬（治験中の患者であっても保険診療の範囲内は院外処方可とする）
- ・ 検査用薬剤（検査用等のコメント必要）
- ・ 医療用材料（自己注射用酒精綿、自己血糖測定用器具、）

3) 院外処方薬剤に関する留意点

① インスリン製剤

注射筒（針）だけの処方は保険適応外となるため必ず薬剤とセットで処方する。ただし、院内で自己注射指導料注入器加算を算定している場合には、必要な薬剤や器材は院内で提供しなければならないので院内処方とする。

② 麻薬

麻薬についても院外処方の対象とする。（対応できる保険薬局は限定されるの。）

③ 自由診療薬剤

保険外要指示医薬品の低用量ピル、禁煙パッチ、勃起不全治療薬等は、処方せんを使って指示せんの代用とする。

4) 疑義照会

① 疑義照会のルール

院外処方箋を応需した保険薬局は、その内容に疑義が生じた際は、薬剤科に電話等で照会し、

当院薬剤師が処方医に確認する。

調剤薬局からの照会の際は必ず薬局名、薬剤師氏名、患者氏名、患者 I D 番号を確認する。

照会した内容と得られた回答については、電子カルテに記載する。

処方内容に変更等ある場合、処方医はその内容について記録する。

②各種問い合わせ窓口

☆疑義照会（診療、調剤に関すること）

薬剤科 TEL：0794-62-5533（内線）310

平日：午前9時から午後5時15分

☆保険（保険番号、公費負担などに関すること）

医事係 TEL：0794-62-5533（内線）221

平日：午前9時から午後5時00分

※「兵庫あおの病院疑義照会不要項目」の確認を得られた保険薬局とは合意書を交わし、当該項目について疑義照会を不要とする。

5) 調剤過誤・有害事象等が生じた場合

保険薬局で調剤過誤（アクシデントは無論のことインシデントについても）が生じた場合には、速やかに当院薬剤科長に連絡後、日本薬剤師会の「調剤事故・インシデントレポート」様式で報告書を提出する。

有害事象の発現等があれば速やかに当院に連絡する。

6) 変更事項の当院への情報提供について

保険薬局はお薬手帳に変更内容を記載の上、患者には次回当院を受診する際に、お薬手帳を医師に提示するよう指導する。

平成28年8月1日
独立行政法人国立病院機構
兵庫あおの病院 薬剤科長